

RoHS指令準拠について

ソニー株式会社（以降ソニー）製マシビジョンカメラ、カラーカメラブロック、専用アクセサリにおけるRoHS指令準拠状況は以下の通りとなります。

尚、以下は2026年1月26日時点での情報であり、条件が変更となった場合には改版となります。

<対象製品> ソニー製マシビジョンカメラ、カラーカメラブロック、専用アクセサリ

◆対象製品は、次ページ以降のリストをご参照ください。

1. 「RoHS指令準拠」の中で述べられるソニー製品とは、添付別紙に限定されます。
2. ソニーはEU RoHS対象物質について、ソニーが合理的と考える範囲の調査をSS-00259第23版「部品・材料における環境管理物質管理規定」に基づき行いました。SS-00259については、以下のURLをご参照願います。

URL: <https://www.sony.com/ja/SonyInfo/procurementinfo/ss00259/>

EU RoHS対象物質はSS-00259レベル1(禁止)物質であり、別紙記載のソニー製品は下記表に示しますEU RoHS指令2011/65/EUおよび修正委員会委任指令(EU)2015/863で規定の物質制限に準拠しております。

なお、ソニー製品が使用しているRoHS指令付属書Ⅲおよび付属書Ⅳで規定の適用除外については別紙をご参照願います。

RoHS 対象物質	均質材料中の閾値
カドミウム及びカドミウム化合物	0.01 重量%
六価クロム化合物	0.1 重量%
鉛及び鉛化合物	0.1 重量%
水銀及び水銀化合物	0.1 重量%
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	0.1 重量%
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	0.1 重量%
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	0.1 重量%
フタル酸ジブチル (DBP)	0.1 重量%
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	0.1 重量%
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	0.1 重量%

別紙

【マシンビジョンカメラ】

RoHS 物質制限適合製品	使用の適用除外(全て付属書Ⅲ)
XCG-CG160	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCG-CG160C	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCG-CG240	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCG-CG240C	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCG-CG40	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCG-CG510	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCG-CG510C	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCG-CP510/CL	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCG-CP510	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCL-C30	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCL-C30C	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCL-C280	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCL-S900	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCL-CG160	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCL-CG160C	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCL-CG510	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCL-CG510C	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCL-SG1240	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCL-SG1240C	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCL-SG510	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCL-SG510C	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCU-CG160	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
XCU-CG160C	6(a)-I, 6(c), 7(a), 7(c)-I
CCXC-12P02N	6(c)
CCXC-12P05N	6(c)
CCXC-12P10N	6(c)
CCXC-12P25N	6(c)

【カラーカメラブロック】

RoHS 物質制限適合製品	使用の適用除外(全て付属書Ⅲ)
FCB-ER8530	7(a), 7(c)-I
FCB-EV9500L	7(a), 7(c)-I
FCB-EV9500M	7(a), 7(c)-I
FCB-EW9500H	7(a), 7(c)-I
FCB-EV9520L	7(a), 7(c)-I
FCB-ER9500	7(a), 7(c)-I